

# 兵庫県公報

令和3年6月1日 火曜日 第212号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 令和3年度第2・四半期における保安林の皆伐限度面積（豊かな森づくり課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	11
○ 同 上（同）	12
<b>公 告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（システム企画課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	15
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	16
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	17
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	17
<b>正 誤</b>	
○ 令和3年3月19日付け兵庫県公報第191号中	19

## 告 示

### 兵庫県告示第609号

令和3年度第2・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

森林計画区	単位区域名	範囲(市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	217.72	1.08	—	—	218.80	
	神戸地区	神戸市	8.52	50.76	—	38.90	98.18	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	530.23	121.32	—	11.34	662.89	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	773.34	141.00	—	60.78	975.12	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	1,959.50	189.08	3.28	31.40	2,183.26	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	926.10	204.96	—	16.48	1,147.54	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円山川下流	豊岡市	1,221.75	106.07	0.72	2.92	1,331.46	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	1,103.04	44.78	4.74	24.86	1,177.42	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	528.36	33.62	—	1.42	563.40	
	南但地区	養父市 朝来市	1,602.48	227.96	—	47.04	1,877.48	
加古川	佐治川～篠山川	丹波篠山市 丹波市	881.75	131.74	—	23.76	1,037.25	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹田川	丹波市	100.37	28.57	—	8.66	137.60	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	436.12	2.14	—	78.36	516.62	
合	計		10,289.28	1,285.48	8.74	345.92	11,929.42	



兵庫県告示第610号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 風 隼 武 博
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1～No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	
能	力	10,250kg/日		10,500kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9.3	9.3	9.3	9.3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	19,000以下	19,000	19,000以下	19,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000以下	10,000	10,000以下	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	70以下	70	70以下	70
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3,600以下	3,600	3,600以下	3,600
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.3/基	0.3/基	0.3	0.3

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 7、No. 8)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 9)	
16,750kg/日		17,750kg/日		13,250kg/日		6,520g/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		24時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3~9.6	9.3~9.6
19,000以下	19,000	19,000以下	19,000	19,000以下	19,000	10以下	10
10,000以下	10,000	10,000以下	10,000	10,000以下	10,000	10以下	10
70以下	70	70以下	70	70以下	70	263,800以下	263,800
3,600以下	3,600	3,600以下	3,600	3,600以下	3,600	3以下	3
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	1以下	1以下
0.43	0.43	0.48	0.48	0.29/基	0.29/基	0.24	0.27

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 10)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 11)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 12)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 13)	
2,930g/日		9,780g/日		7,700g/日		60m <sup>3</sup> /分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時30分～8時30分 9時間		24時間		24時間連続		8時30分～17時 8時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
4～13	4～13	0～2	0～2	7～13	7～13	4～5	4～5
10以下	10	10以下	10	346以下	346	3以下	3
10以下	10	10以下	10	281以下	281	3以下	3
10以下	10	10以下	10	92以下	92	10以下	10
10以下	10	—	—	2,617以下	2,617	—	—
—	—	—	—	—	—	1以下	1
—	—	—	—	3.8以下	3.8	—	—
—	—	43,800以下	43,800	—	—	1以下	1
—	—	—	—	—	—	1以下	1
—	—	—	—	—	—	1以下	1
—	—	—	—	—	—	1以下	1
—	—	—	—	2,617以下	2,617	1以下	1
1以下	1以下	3以下	3	1以下	1	1以下	1
0.36	0.5	0.09	0.5	0.55	0.55	0	0.08

65号イ 焼入れ施設 (No. 14)	
5 kg/日	
同 左	
着手後21日	
同 左	
8時30分～8時30分 9時間	
同 左	
通常	最大
6～8.5	6～8.5
300以下	300
230以下	230
10以下	10
1,300以下	1,300
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
1以下	1
0.1	0.1

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年6月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第611号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
兵庫県全域



**兵庫県告示第612号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月27日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市兵庫区千鳥町地内



**兵庫県告示第613号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月21日から令和4年1月7日まで
- 3 作業地域  
姫路市、神河町、市川町及び福崎町



**兵庫県告示第614号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）

- 2 作業期間  
令和3年4月20日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
佐用町三日月地内



**兵庫県告示第615号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月19日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
佐用町西新宿地内



**兵庫県告示第616号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月18日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
宍粟市山崎町三谷地内



**兵庫県告示第617号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月16日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
佐用町口長谷地内



**兵庫県告示第618号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

- 2 作業期間  
令和3年4月13日から同年9月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市出石町福住地内



**兵庫県告示第619号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月26日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市市場地内



**兵庫県告示第620号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月17日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
養父市八鹿町高柳地内



**兵庫県告示第621号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳データ更新）
- 2 作業期間  
令和3年5月10日から令和4年3月23日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域



**兵庫県告示第622号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））



- 縦覧期間 令和3年6月1日から同月15日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和3年6月1日から同月15日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第626号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 合同会社ニューツーリズム・トリップベース2号  
代表者の氏名  
代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・トリップベース 職務執行者 森田 威  
住所 東京都新宿区四谷2丁目9番地15 東京ユナイテッド総合事務所内
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) NTB2兵庫やぶ  
所在地 養父市八鹿町高柳160番2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課  
縦覧期間 令和3年6月1日から同月15日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和3年6月1日から同月15日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
152,532,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム修正開発業務委託（1）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
64,166,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
地共済法改正に伴う人事給与及び総務事務システム改修等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部科学情報局システム企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町4丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
149,379,384円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示

する。

令和3年6月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
総合財務会計システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部科学情報局システム企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
109,022,078円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパーマルハチ東加古川店  
所在地 加古川市平岡町二俣字西畑659番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社マルハチエステート 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社マルハチ 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年1月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,822平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
64台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
53台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
70平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和3年5月6日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和3年6月1日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和3年10月1日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ三田店  
所在地 三田市対中町1397番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	大桑弘嗣

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- ア 変更前  
オークワ三田対中店
- イ 変更後  
オークワ三田店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	神吉康成
同上	同上	大桑弘嗣

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	大桑弘嗣

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	神吉康成
ウエルシア関西株式会社	堺市南区大庭寺756番地	槌屋茂康

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	大桑弘嗣
株式会社オサフネ	三田市対中町19-12	長船大悟
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二

4 変更年月日

令和3年2月21日ほか

5 届出年月日

令和3年4月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年6月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年10月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ザグザグ播磨町古宮店

所在地 加古郡播磨町古宮七丁目658番1ほか

2 法第8条第1項の規定により播磨町から聴取した意見の概要

災害時における物資の供給に関する協定の締結を検討されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年6月1日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町堂本字流田298番3、298番20、304番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町富永421番地1  
福水大陸
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年12月24日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-27号（2たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

2 老人ホームの表尼崎市の項中

介護付有料老人ホーム ウエルハウス尼崎 II番館	同 市杭瀬南新町4丁目5-3
-----------------------------	----------------

を

介護付有料老人ホーム ウエルハウス尼崎 II番館	同 市杭瀬南新町4丁目5-3
社会医療法人 中央会 介護付有料老人ホーム トワイエ久々知	同 市久々知3丁目2-1

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年6月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

政党

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党兵庫県同和会支部	山崎晃平	柏田昌和	西宮市剣谷町12番21号

## その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
愛 eye Himeji (あいあいHimeji)	櫛橋 陽二郎	櫛橋 陽二郎	姫路市南新在家9番10号 キャッスルコート南新在家206号
あきら和哉後援会	審良 和哉	審良 朋美	伊丹市寺本2-5-3 ダイソウビル1F
猪名川ふれあい210の会	生野 宏	古川 雄	川辺郡猪名川町若葉2丁目5の6
上原ひろしを支援する会	上原 広	上原 千里	宝塚市紅葉ガ丘11-28
おおにし勝一後援会	松村 康弘	岩井 伸康	神戸市兵庫区上庄通2-4-29
尾野久彦後援会	岩崎 宣之	尾野 恭子	揖保郡太子町東南579番地5
上村富昭後援会	前 三千夫	竹内 賀代子	尼崎市長洲本通3-10-6
「教育芦屋」の復活をめざす会	菊池 泰平	菊池 康子	芦屋市川西町4-16
神戸元気ウーマンネット	西元 美保	新田 とよ子	神戸市東灘区住吉本町3-3-30
小寺秀和後援会	小寺 秀和	小寺 安樹子	伊丹市野間北1丁目2-16
小山ゆうみ後援会	前田 勝義	梶谷 慎一郎	加古郡稲美町中一色108-10
坂上明後援会	坂上 明	横山 あづさ	西宮市北六甲台5-7-1
スマイル芦屋	阪田 郁子	勝目 真実	芦屋市涼風町14-7
生活と政治をつなげる会(出原けんじ後援会)	出原 賢治	服部 光太	揖保郡太子町黒岡1-3
大日本國勇社	岡 勇作	古家 篤	三田市富士が丘1-19-1115
たてべ正人後援会	建部 正人	建部 正人	加古川市別府町新野辺914番地
田中久一後援会	田中 久一	田中 泰子	養父市大久保35
田中まみ後援会	田中 芳和	田中 芳和	川西市東畦野6-6-6
中尾たけしと友に歩む新風会	中尾 武	中尾 美香	神崎郡市川町沢818-1番地
西京子後援会	内田 拓也	新田 とよ子	神戸市東灘区住吉本町3-3-30
ブライトストーン	西田 節美	西田 節美	明石市松の内1丁目10-16
文化薫る美しいまち芦屋をつくる会	竹山 清明	高橋 洋一	芦屋市春日町1-17
堀もと子後援会	堀 元子	堀 元子	三木市緑が丘町本町1-182
美土路ゆうこ後援会	田中 功	古西 真弓	西脇市西脇951-1105
村岡せいざい後援会	水田 作興	村岡 麻利亜	姫路市呉服町48番地 ハトヤビル1F
八尾晋介後援会	八尾 晋典	杉谷 昌人	伊丹市宮ノ前2丁目1番11-505

山口光一と光輝く芦屋を創る会	山口 光 一	山口 光 一	芦屋市打出町3-11-203
山本けいこサポートクラブ	酒 井 敬 子	中 島 孝 雄	宝塚市すみれガ丘2丁目2-1-1310
横田まさのり後援会	草 野 義 雄	稲 垣 高 志	宝塚市湯本町4-4-101
吉井りゅうじ後援会	吉 井 竜 二	吉 井 和 子	西宮市上甲子園1丁目5番30-309号

正 誤

○令和3年3月19日付け（兵庫県公報第191号）

兵庫県教育委員会規則第2号（兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
17	下から30 下から16	普通科	機械科